

※分からないことや詳しいことは、**☎**にお問い合わせください。

「市長とまちづくりトーク」を万田地区で開催します！

☎秘書広報課広報広聴係
☎ 63-1157

「しあわせ 優都 あらお」を目指して、市長が地域へ出向いて皆さんと身近に語り合い、市政に対する意見や提言をお聴きし、懇談したいと考えています。ご来場をお待ちしています。

- 日時 2月22日（金）午後7時～
- 場所 メディア交流館
- 出席者 前畑淳治市長、総務部長

荒尾市消防団に入団しませんか

☎くらしいきいき課消防団担当
☎ 63-1335

→ 昨年の東日本大震災や、昨年の九州北部豪雨災害などで、消防団員が活躍している姿を、新聞やテレビなどで見た人も多いと思います。自分のまちを災害から守るには、消防団の力は欠かせないものです。

しかし、荒尾市の消防団員数は減少傾向が続いていて、平均年齢も上がり、地域の防災力への影響が心配されています。

私たちが住んでいる荒尾市を「安心・安全のまち」とするためには、今こそ若いあなたの力が必要です。あなたの優しさを、消防団活動に役立ててみませんか？

【荒尾市消防団の入団資格】

- ・18歳以上で健康な人（女性もOK）
- ・荒尾市内に住んでいる人
- ・荒尾市のことが好きで、地域防災に熱意を持っている人

各家庭で、地域全体で、若い人の消防団入団への後押しをよろしくお願いします。また、皆さんの家庭に、消防団入団のお誘いがあった場合は、ご協力をお願いします。

市営住宅空家補充入居待機者を募集します

☎建築住宅課住宅管理係
☎ 63-1491

申し込んだ人については、抽選を行って入居順位を決定し、待機者として登録します。その後、希望団地に空家が生じたときに実態を調査し、適正と認められる人に入居順位に従って空家を紹介していきます。直ちに入居できるものではありません。平成24年度空家補充（平成24年6月抽選）で待機中の人も申し込みできます。

●**募集住宅** 桜山団地（A～D棟・E～K棟）、八幡台団地、新岡団地

●**間取り** 住宅によって異なります。

●**家賃** 入居者の収入に応じて決まります。

●**入居資格**

- ① 国税・地方税を滞納していない人
- ② 入居しようとする家族全員の収入が申し込み収入基準の範囲内にある人
- ③ 現に、住宅に困っていることが明らかでない人
- ④ 荒尾市内に住み、収入がある人で、弁済の資力がある人（厚生年金・国民年金受給者を含む）を連帯保証人にできる人
- ⑤ 申込者と同居者が暴力団員でないこと
- ⑥ 同居する親族がいること（新岡団地だけ単身者も入居できます）

●**入居の申し込み収入基準**

- ・一般階層 月額所得15万8,000円以下
標準世帯（親子4人家族）の場合
…世帯の年収447万1,999円以下
- ・裁量階層（就学前児童・障がい者・高齢者世帯）
月額所得21万4,000円以下
標準世帯（親子4人家族）の場合
…世帯の年収531万1,999円以下

●**申込用紙配布**

- ・日時 2月4日（月）から（土・日・祝日を除く）
午前9時～午後5時
- ・場所 市役所2階 建築住宅課

●**申込受付**

- ・日時 2月18日（月）～22日（金）
午前9時～午後5時
- ・場所 市役所2階 建築住宅課

●**入居順位抽選会**

- ・日時 3月1日（金）
午前10時～（受付…午前9時30分）
- ・場所 文化センター第一会議室

●**待機期間**

次回募集の抽選日の前日（6月中旬頃）まで

荒尾市臨時職員・非常勤職員登録者を募集します

☎総務課人事給与係
☎ 63-1204

臨時職員と非常勤職員の希望者の登録者名簿を作ります。平成25年4月以降、職務の発生に応じて登録者の中から書類選考後、面接を行った上採用します。すでに登録手続きをしている人も、現在の登録は3月末で無効になるので、手続きをしてください。

●**募集職種** 一般事務、保育士、保健師

●**登録資格** 高校卒業以上（平成25年3月卒業見込み可）で、地方公務員法第16条各号の欠格事項に当てはまらない人

※一般事務は、基本的なパソコン操作（文章作成・表計算処理）ができる人。

※保育士・保健師は、それぞれの資格を持っている人（平成25年3月取得見込み可）。

●**受付期限** 2月15日（金）

※受付期限以降も随時受け付けます。

●**登録方法** 市販の履歴書に写真（運転免許証規格と同等のもの）を貼り付け、余白などに①希望職種、②臨時・非常勤どちらを希望するかを記入（どちらも可の場合はその旨記入）して提出してください（郵送可）。

※保育士・保健師については、資格証の写しを添付してください。

●**勤務条件など**

職種	臨時職員	非常勤職員
任用期間	6カ月以内 (1回に限り更新する場合あり)	1年以内
賃金	一般事務：月額5,810円 保育士：月額6,490円 保健師：月額7,400円	一般事務：時給740円 保育士：時給830円 保健師：時給1,000円
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 (週38時間45分勤務)	週30時間以内勤務
休日	毎週土・日、祝日、年末年始	
社会保険など	健康保険・厚生年金 ・雇用保険	当てはまる場合適用

※勤務時間・休日は、職務によって異なる場合があります。

●**登録有効期間など注意点**

登録者名簿の登録有効期間は、平成25年9月末までです。他に就業などをした場合は登録を取り消しますので、必ずご連絡ください。また、登録をされても任用を保証するものではありません。

●**応募・問い合わせ先**

荒尾市役所 総務課人事給与係 ☎ 63-1204
〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

20歳から、国民年金！

☎健康生活課国保年金係 ☎ 63-1327
玉名年金事務所 ☎ 74-1638

日本に住む20歳から60歳未満の全ての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや一家の働き手が亡くなったときなど、私たち自身や私たちの家族を守ってくれます。しかし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると、年金が受けられないこともありますので、忘れず国民年金に加入しましょう。

学生や収入が少ないため保険料を納めるのが難しい人は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

●**国民年金の給付には、3種類の基礎年金があります**

- ① 老齢基礎年金 65歳から生涯受けられます。
- ② 障害基礎年金 病気やケガで障害の状態になった人が受けられます。
- ③ 遺族基礎年金 夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生など	会社員、公務員など	会社員や公務員に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】14,980円（平成24年度）	厚生年金保険料率16.766%（平成24年9月現在） 労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料を負担しません。配偶者が加入している年金の保険者が負担します。

●**年金手帳は大切に保管しましょう** 公的年金制度では、全ての制度に共通して使われる基礎年金番号が用いられています。加入記録や保険料の納付状況を管理する番号で、年金についての手続きをする際に必要です。大切に保管してください。